

宮代町 農業委員会だより

平成24年3月号 No.3

農業委員会建議の実施



建議書提出の様子
(左から庄司町長、折原会長、富田会長職務代理)

農業委員会では、町内の農業者の代表として、地域の農業の進むべき方向とその実現のための施策のあり方に関しまして、農業委員会等に関する法律第6条第3項に基づき、宮代町の農業の発展及び農のあるまちづくりの推進を図るため、平成23年10月12日に町に対して建議（要望）を行いました。建議事項と町からの回答については、次のページのとおりです。

建議内容とその回答（要約）

1 農業生産基盤の整備について
①ほ場の整備等生産性の向上、効率化を図るための取組み

大区画化等の面的整備、農道や用排水路の整備について引き続き実施に向けた検討を要望。

【回答】

町では、平成23年度より畦畔除去への支援を行う「宮代町小規模農地基盤整備補助金制度」を創設しました。農家の皆様には、本制度の積極的な活用をお願いしたいと考えています。

また今後は、集落営農など新しい農業経営体への集積等も視野に入れた仕組みについても検討を進めていきます。

②木柵渠の廃止・修繕の計画的な実施等を要望。

【回答】

東条原地区の堂沼落しの水路整備については、本年度からコンクリート化による改修を実施していきます。建議内容を検討した結果、当初計画よりも1年前倒し、平成24年度に堂沼落しの木柵渠水路の全線コンクリート化を完了する予定です。

2 農業技術の継承、地力の回復について

①農業技術の継承
地域農業者の技術を継承させる仕組みの構築を要望。

【回答】

町では、農業担い手塾を開設し、新規就農者の育成・確保に取り組んでいます。町内の農家の経験や技術等を新規就農者へ継承していく仕組みとして、「新規就農里親制度」を創設しました。

また、農家の後継者も対象とした新規就農者入門講座も実施しています。

町としては、引き続きこうした取組を実施してきます。

②地力回復のための支援
地力を養うために必要な投資に對する支援などを要望。

【回答】

平成二十四年度予算において、（仮称）明日の農業担い手支援対策事業補助金制度の創設を盛り込みました。制度の詳細は今後検討しますが、農業経営の収益力上に向けて行う必要な投資に対して支援できるような制度としていきたいと考えています。

3 民間事業者が行う農地改良時の大区画化への指導について

町においても農地改良時の大区画化への指導等を行うなどの方策の要望。

【回答】

和戸・国納地区では、企業参入と合わせた農地改良の計画が検討されています。町としても、計画段階から事業者と協議調整を図り、農家が作業しやすい環境の整備を促進していきたいと考えています。

4 耕作放棄地対策の強化について

耕作放棄地化の解消に向け、新たな組織づくりなど対策の強化を要望。

【回答】

今年度、耕作放棄地対策を強化するため、新たに宮代町地域農業再生協議会を設置しました。

町としても、協議会とともに、耕作放棄地の解消に向けて、新規就農者の育成や民間企業の農業参入の促進など新たな担い手の確保を進めていきたいと考えております。

利用状況調査の結果報告

解の予業し地農お進者員 状ク すな0か く
 い確で平定委た〜地まりを及会今況夕調 °利へけこ利農
 た認、成で員°に以たま図びで後と一査 °用クての用業
 だす調24お会こつ外、す。た作、本っ、結 状夕町調状委
 きる査員24年りとのいで遊。め者遊調て5果 況一内査況員
 ま場員年度も本調 玉反も利化 のの休查お%、 あの内農地平をは、
 す合が農本調 度と地34され 導々さ結ま農の の地約成実、
 ようご地本調 でのにへクターールごさいま 行農てにたがの と遊休おり、
 おざや農道等へ立ち入っ たいすたし何卒ます。理 たいすたし何卒ます。理
 たいすたし何卒ます。理 たいすたし何卒ます。理 たいすたし何卒ます。理

区分	農地	遊休農地	違反農地	計
農用地区域 ①	591.57	35.38	20.31	647.26
農用地区域外 ②	30.02	1.90	1.21	33.13
農振区域 ①+②=③	621.59	37.28	21.52	680.39
市街化区域 ④	23.69	2.22	12.64	38.55
計 ③+④	645.28	39.50	34.16	718.94

※単位：ヘクタール

遊休農地の解消に向けて！

農業委員会の専門部会である遊休農地解消対策研究会では、遊休農地の解消を図るとともに、優良農地の確保・保全を研究・検討することを目的に活動しています。

平成23年度は、和戸本郷地区と西原地区の約77haの農地に農業委員とサポーター5名で草刈り等を行い、そばの作付けを行いました。

今年も、天候不順により、種まきと収穫時期が若干遅くなり、昨年と比較すると収量がグンと減りましたが500kgのそばを収穫することができました。

今後、解消した約77haの農地について、農家は、担い手農家へ利用集積を行う予定です。



そばの刈り取りの様子

字金原 被災者の受入

福島第一原発事故の影響で春日部に避難されている渡辺芳美さん（写真）が宮代町字金原地内で農業経営を再開しました。

渡辺さんのご自宅は、福島第一原発から2キロ圏内にあり、今でも高い放射線量が記録されています。このため避難を余儀なくされました。

大熊町では、積極的に農業経営を展開。水稻、ブルーベリーなどを栽培していました。

昨年、当町の新しい村をたまたま訪れ宮代町でもブルーベリーを栽培しているのを知り、農業委員会に相談。農業委員会としても被災者支援のため、協力していくことを確認しました。

その後、地権者3名の方の協力が得られ、現在字金原地で約30アールの農地を確保。ブルーベリーの定植に向け、毎日のように畑に通って作業に汗を流しています。今では地域の人の

声をかけられることもあるようです。

渡辺さんは、「農業委員会と地権者みなさんの協力によりブルーベリー栽培が再開できたことに感謝しています」と話してくれました。

原発事故という私達には想像することさえできない災害を乗り越え当町で農業経営を再開した渡辺さん。農業委員会も含めて地域全体で応援していきたいですね。



苗木の生育状況を確認する渡辺さん

農業担い手塾 塾生奮闘中！



農業機械操作講習中



宮代町農業担い手塾では、自らの意思で農業を「職業」として選択し、本気で就農を目指す方を塾生として受け入れていきます。

現在、4名の塾生が将来の自立を目指し、栽培技術や農業経営のノウハウの習得に向け実践研修に取り組んでいます。



ビニールハウス建て方講習

里親農家を募集しています！

機械はあるけれど、もう自分で作業ができない。機械を貸すから、誰か畑の管理をしてもらえないかな。



町では、町内で新たに農業を志す新規就農者を総合的に支援するため「宮代町新規就農里親制度」を創設しました。

本制度は、農業経営を行っていく上で必要不可欠な農業技術・生産基盤・農業資本・生活基盤の4つ要素を町内の農家の方々と連携しながら、宮代町の新規就農者を支援育成するものです。

皆様がこれまでに培ってきた農業技術や保有している農業機械や施設等を宮代の明日の農業を担っていく新規就農者の育成のためにご提供いただませんか？

詳しくは、町産業観光課農業振興担当までお問い合わせください。

電話三四一一一一（内線262）

タイプ	里親農家の種類	支援内容
Aタイプ	農業技術支援農家	農業技術（作物の栽培管理技術等）の指導など
Bタイプ	生産基盤支援農家	農地、農業用機械、電気・灌水設備等の貸し出し
Cタイプ	総合支援農家	AタイプとBタイプを合わせた支援

農地法 まめ知識



〜農地の貸し借りについて〜

農地の貸し借りについては、代表的なものでは3つの種類があります。

まず1つ目は農地法第3条に基づく貸借、2つ目が農業経営基盤強化促進法に基づく貸借、そして3つめ残存小作となっております。それぞれの内容等に関しては、下の表をご覧くださいと思います。

また、この3つの方法以外として行われているのが、相対（ヤミ小作）による貸借です。

この方法は、農業委員会または県知事への手続きを行っていないもので、法律上ではその貸借は無効ということとなっておりますので、そのような土地をお持ちの際は、農業委員会にご相談いただきたいと思います。

法定の3つの貸借を解消（解約）したい場合には、農地法第18条の規定に基づく手続きが必要で県知事の許可が必要となります。宮代町で一般的に行われている解約の方法は、貸主（土地の所有者）と借主（耕作者）の相互の合意に基づく解約（合意解約）で、この方法では県知事の許可は必要なく、町農業委員会へ書類を提出することで手続きは終わりです。

農地の貸し借り及びその解約に関する窓口としては、農業委員会となりますので、そのような際には、農業委員会事務局までご相談ください。

区分	内容
農地法第3条に基づく貸借	<ul style="list-style-type: none"> ○更新の手続きが不要。（自動更新） ○農地であれば、市街化区域・市街化調整区域を問わず貸借できます。 △許可申請の手続きが必要で、一定の要件を満たしていないと許可されません。（要件は農業委員会だより第2号4ページをご覧ください。）
農業経営基盤強化促進法に基づく貸借	<ul style="list-style-type: none"> ○貸し手は、貸した農地について期限がくれば、確実に返還されます。 ○借り手は、貸借期間中は安心して耕作ができます。また、期限がきても利用権の再設定により継続して貸し借りすることができます。 ○小作権がつかず、返還の際に離作料を支払う必要がありません。 △市街化調整区域内の農地しか貸借ができません。 △申請が四半期に1回（3月・6月・9月・12月）
残存小作	<ul style="list-style-type: none"> ●農地改革前からの小作地で、農地改革の際に地主の保有小作地として認められたもので、現在は、期限の定めのない貸借となっています。

農業委員会先進地視察研修を実施

11月17日（木）に長野県東御市農業農村センターと長野県庁へ新規就農者育成をテーマに視察をしてきました。

長野県東御市では、農業の担い手の育成と遊休農地対策を積極的に進めていました。特に市で設置した就農トレーニングセンターは、新規就農者が農業の理論と実践研修を行なう場と共に居住できる施設であり、今まで就農した人は16人で年間の受け入れは1、2人の説明でした。受け入れの選考についても、やる気はもちろんのこと、研修期間中の生活資金を保持している方など、基準はかなり厳しいようです。しかし、地域の農業を守るため、地域一丸となつて新規就農者を育成・支

援していかうという熱意を感じました。

長野県では、熟練農業者の方を「里親」として登録し、新規就農者の育成を図る「長野県新規就農里親制度」を創設し、就農を支援しています。また、県の就農コーディネーターは新規就農者の就農プランを作成したり、里親を紹介する等、きめ細やかな支援体制が整っていました。

宮代町農業委員会でも、昨年、町に対して新規就農者に対する総合的な支援体制の確立及び実施について要望させていたことが早期に実現をすることができましたが、先進地の事例を参考に担い手育成の支援体制の充実を推進してまいります。



《 東御市 》



《 長野県庁 》

編集後記



農業委員会の業務について

(概略)

第一は、農業委員会法に規定されている必須の業務で、農地の権利移動についての許可や農地転用申請書の受理や意見書の添付、遊休農地解消などの業務を中心とした農地行政の執行です。

第二は、農業委員会法に規定されている農業振興業務で、農地の確保・有効活用と担い手の確保・育成など地域農業の振興を図る業務です。また、農業者に対しての調査研究や情報提供等も大切な業務です。第三は、農業委員会法に規定されている農業者の公的代

表機関として、意見の公表、行政庁に対する建議及び諮問に対する答申の業務です。

このような農業委員会だよりを発行して地域の農業者の皆様へ情報発信することも大切な業務となっております。今後引き続き農業者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。